

令和8年度（2026年度）

熊本市国民保護協議会

議事・報告案件 資料

第1号議案

熊本市国民保護計画の変更について

1 熊本市国民保護計画とは

本計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年9月17日施行）に基づき、本市の区域において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、本市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として平成19年3月に策定。

2 変更項目

国民保護法第32条に定められている**国民の保護に関する基本指針の一部変更**により、「**避難施設の確保に係る基本的な方針**」の明記、及び救援に「**福祉サービスの提供**」が追加されたことに伴う変更を行うもの。

章	項目	内容
第2章 平素からの備えや予防	○ 避難施設の指定	○ 避難施設の指定の考え方に「避難施設の確保に係る基本的な方針」を明記
第3章 武力攻撃事態等への対処	○ 救援の実施、内容	○ 救援の実施及び内容に「福祉サービスの提供」を追加 ア 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握 イ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応 ウ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ 福祉避難所の設置

※ 詳細については別冊 1 を参照

3 今後のスケジュール

本協議会での答申後、熊本県知事との協議を経て、熊本市議会に報告し公表

報告案件（1）

熊本市国民保護計画に基づく取組状況について

緊急一時避難施設の指定拡大

1 緊急一時避難施設とは

国民保護法第148条に基づき指定される避難施設のうち、
『爆風からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する』
として、内閣官房より指定を推進されているもの。

2 指定拡大の取り組み状況

令和7年度（2025年度）

○ 緊急一時避難施設の指定状況 233施設 ⇒ 234施設（うち地下施設：11施設 ⇒ 12施設）

令和8年度（2026年度）

○ 緊急一時避難施設のさらなる指定拡大に向け、令和8年3月に閣議決定された「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」に基づいて、県と連携し取組を継続
・国からの通知に基づいた国有施設等の指定拡大に加え、民間事業者・施設管理者等の関係者との協議を推進

報告案件（2）

国の指針に基づく熊本市の取組状況について

1 沖縄県からの避難住民受け入れについて

令和6年度から国民保護に関する取組の一環として、国は先島諸島周辺の有事に際し、九州・山口各県において沖縄県の避難住民受け入れに係る検討を行うこととした。そのなかで熊本県では熊本市を含む県内5市町で受け入れに関する検討を行うこととなった。

【役割分担】

- ・国：県境を越える広域避難の総合調整
- ・熊本県：県全体としての「受け入れ計画」の作成
- ・熊本市：避難住民の受け入れにかかる課題整理（宿泊場所の確保等）

2 住民避難・受け入れの検討状況

令和6年度（2024年度）

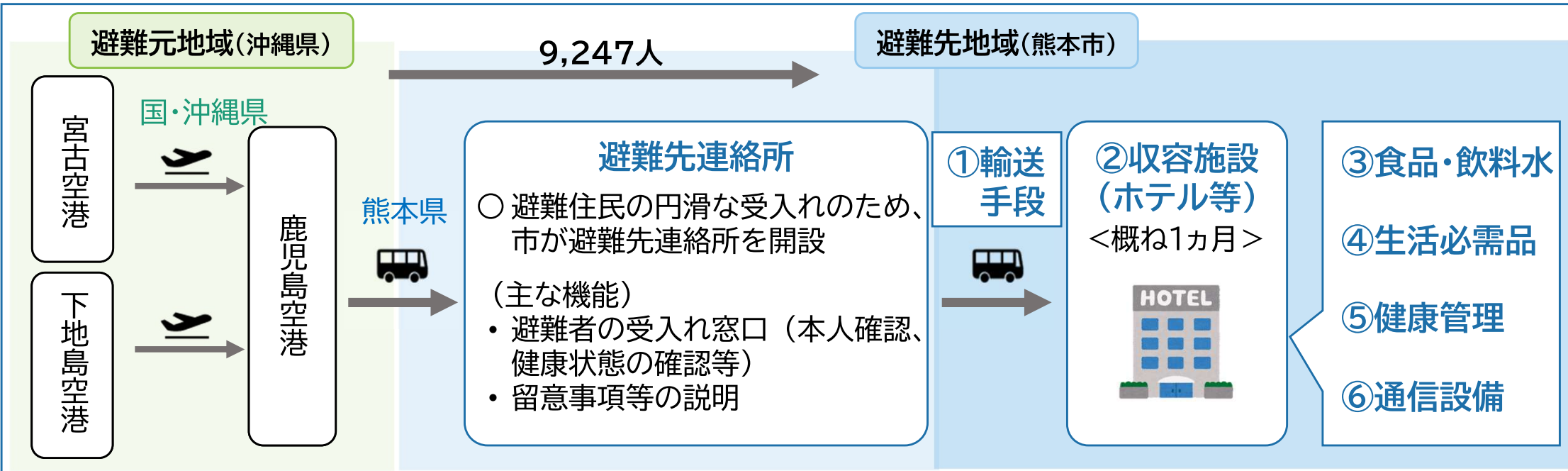
- 「沖縄県からの避難住民受け入れに係る初期的な計画」の作成
本市までの避難方法や避難後滞在約1か月間において必要となる対応等について整理

令和7年度（2025年度）

- 「沖縄県からの避難住民受け入れ基本要領（中間整理）」の整理
令和6年度に作成した計画のさらなる具体化や避難の中長期化を見据えた検討

令和8年度（2026年度）

- 「沖縄県からの避難住民受け入れ基本要領」の取りまとめ
「受け入れ基本要領（中間整理）」をベースに「初期的な計画」の要素等も含めブラッシュアップ・精査等を行う



①輸送手段の確保

- 避難先連絡所から収容施設（ホテル等）までは貸切バスで輸送

②収容施設（ホテル等）の供与

- ホテル等での受入れを基本とする
- ※ ホテル・旅館については、全室空室であると仮定

③食品・飲料水の調達・提供

- ホテル等での食事の提供を基本とする
- ホテル等での食事の提供ができない場合、市が弁当等を手配

④生活必需品の調達・提供

- 災害時応援協定締結企業等に要請し調達
- 調達した物資は、市物資集積センターに集積し、避難住民のニーズに応じてホテル等へ配送

⑤避難者の健康管理

- ホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康管理を実施
- 近隣の医療機関等の情報を提供するなど受診支援を実施

⑥通信設備の提供

- ホテル等で整備されている通信設備（Wi-Fi）を利用することを基本とする
- 必要に応じて通信環境を整備

令和7年度は、令和6年度に作成した初期的な計画のさらなる具体化に加え、要配慮者の受入れ調整及び滞在期間1か月を超えて避難することになった場合として以下4項目を追加し、検討を行った。

- ①要配慮者の受入れ調整／ ②中長期収容施設の提供／ ③就学再開／ ④就労支援
熊本市では①④について検討を実施、②は山鹿市、③は大津町、八代市で検討を実施

①要配慮者の受入れ調整

- 避難元から熊本県に要配慮者の情報提供がなされ、その後、熊本県より施設の空き状況および受入れ可否の調整について、熊本市へ依頼がなされる
- また、要配慮者を状態毎に独歩、護送、担送に分け、搬送手段や経路等について整理を行った

②中長期収容施設の提供

- 賃貸型応急住宅、公的住宅の2パターンで検討
- 賃貸型応急住宅の場合、コミュニティ維持に課題がある
- 公的住宅の場合、家具家電等の既設がないため、入居準備に時間を要する。また、受入れ可能人数が少ない

③就学再開

- 避難元学校が教育活動再開を行わない場合、受入校決定後に各家庭に周知する。住民票異動の場合は通常転校手続きを行い、住民票異動が無い場合は対応を協議する
- 避難元学校が教育活動を再開する場合は再開方法や教室の割振りなど、再開に向けた準備を支援する

④就労支援

- 国（熊本労働局）が主体となり、支援を行う
- 市において、総合的な労働相談窓口を設置し、各種相談に応じる

令和8年度、国は令和7年度に検討を行い作成した「受入れ基本要領（中間整理）」をベースとしつつ、「初期的な計画」の記載要素等も含めた、これまでの検討実績・成果等について総括し、記載内容等のブラッシュアップ・精査等を図りつつ、総合的・体系的に整理。

併せて以下3項目を追加し、検討を行い、最終的な「受入れ基本要領」を取りまとめ、公表する。

令和8年度の新規検討項目

① 役場機能の確保

- 避難元（沖縄県）の役場機能の確保について、検討すべき課題について整理
- 避難先（九州・山口各県）の役場の設置場所について、予備的な検討などに着手

② ペットの受入れ

- 避難元（沖縄県）のペット避難に係る検討状況を踏まえ、避難先（九州・山口各県）でペットを受け入れると仮定した場合に必要な対応及び対応フローについて整理

③ 家畜の受入れ

- 避難元（沖縄県）の家畜避難に係る検討は途上であり、避難先（九州・山口各県）における受入れへの協力について具体的な検討は困難
- 今後の家畜避難に係る検討状況を注視しつつ、具体的な検討に着手できない場合は今後の課題